

令和3年度より、市川市堀之内から市川市大町までの区間が、北千葉道路（市川・松戸）として、事業着手されました。

現在の北千葉道路の状況について

- 令和3年度より、市川市堀之内から市川市大町までの一般部3.5km及び専用部*1 1.9kmの区間が、北千葉道路（市川・松戸）として、国の直轄権限代行事業*2により、事業着手されました。
- 令和3年12月からこの区間の測量作業が実施されています。（測量作業の詳細につきましては、下記をご覧ください。）

※1：自動車専用道路を専用部と呼んでいます。

※2：一般国道464号の道路管理者である千葉県に代わり、国が道路整備を行います。



- 市川市～船橋市約15kmの都市計画及び環境アセスメントの手続きは、完了しました。（都市計画：令和3年1月完了、環境アセスメント：令和3年2月完了）

北千葉道路（市川・松戸）で測量作業が実施されています

道路設計に必要となる地形や地盤の高さなどを計測するため、国により測量作業が実施されています。

- 作業方法
三脚や機器を設置しての現地測量や、ドローンを用いた測量を行います。
- 期間
令和3年12月～令和4年3月下旬予定
- 作業範囲
市川市堀之内から市川市大町までの3.5km、測量幅は約80m～110mとなります。

作業イメージ



測量作業に関する問い合わせ先
国土交通省 首都国道事務所 北千葉道路担当
住所：千葉県松戸市竹ヶ花86
電話：047(362)4111（代）

（首都国道事務所から）

- 作業時に現地に機器や簡易的な標識及び木杭や釘を設置しますが、地域住民の方や各施設利用者の皆様の妨げにならないよう、細心の注意を払いながら作業を行います。皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。